

北信漁業協同組合 内共第2号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、にじます、やまめ、いわな、うぐい、ふな、うなぎ、おいかわ及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、承認期間1日の遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、承認期間1年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書の提出又はオンラインサービスによる方法によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あ ゆ	竿 釣	1人1本
あゆ以外の魚種	竿 釣	1人3本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間 ただし、友釣り以外の漁具漁法は、別に公表する日から12月31日まで
にじます やまめ いわな	3月第3日曜日（浅川にあっては2月16日）から9月30日まで ただし、長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川と、山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川及び横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋までの区間のにじますを対象とする遊漁にあっては3月第3日曜日から翌年の3月第3日曜日の前々日までとする。

こい うぐい ふな うなぎ おいかわ	周年
かじか	5月16日から翌年2月末日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
(鳥居川) 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流90m下流90mに至る区域	周年
(鳥居川) 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流90m下流90mに至る区域	周年
(鳥居川) 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流90m下流90mに至る区域	周年
(鳥居川) 長野市戸隠奥社入口の組合が設置した標識から上流全域(森林植物園)及び下流200mの標識までの区域	周年
(鳥居川) 上水内郡飯綱町大字倉井釜淵用水取水口堰堤から下流200mの標識までの区域	10月1日から 5月31日まで
(鳥居川) 長野市豊野町川谷の川谷橋から下流100mの標識までの区域	10月1日から 5月31日まで
(横湯川) 下高井郡山ノ内町志賀高原清水橋から上流の全区域	周年

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
にじます・やまめ・いわな	15センチメートル
うぐい・ふな	10センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル
おいかわ	8センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚 種	承認期間	遊 漁 料
あ ゆ	1 日	1,400 円
	1 年	7,800 円
あゆ以外の魚種	1 日	1,200 円
	1 年	6,000 円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員にすることができる。

(1) 上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2 北信漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名及び住所（承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。）

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具及び漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和5年(2023)12月1日)

北信漁業協同組合 内共第 18 号 第五種共同漁業権遊漁規則（池尻川）

（目的）

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 18 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、にじます、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、承認期間 1 日の遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、承認期間 1 年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書の提出又はオンラインサービスによる方法によりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項又は第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
こい・ふな・うぐい・ にじます・やまめ・いわな	竿 釣	1 人 1 本

（遊漁期間）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
にじます やまめ いわな	3 月第 3 日曜日から 9 月 30 日まで
こい ふな うぐい	周 年

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

（全長制限）

第 5 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならな

い。

魚 種	全 長
にじます・やまめ・いわな	15センチメートル
ふな・うぐい	10センチメートル
こい	18センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚 種	承認期間	遊 漁 料
こい・ふな・うぐい・ にじます・やまめ・いわな	1 日	1,200 円
	1 年	6,000 円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
身 体 障 害 者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員にすることができる。

(1) 上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2 北信漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し公示した場所

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名及び住所（承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。）

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具及び漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和5年(2023)12月1日)

北信漁業協同組合 新潟県内共第 16 号 第五種共同漁業権遊漁規則（関川）

（目的）

第 1 条 この規則は、北信漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する新潟県内共 第 16 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うぐい、いわな、やまめ、にじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合又は組合承認の遊漁証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による遊漁の申請は、承認期間 1 日の遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムにより、承認期間 1 年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があった時は、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	1 人 1 本

（遊漁期間）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
いわな やまめ にじます	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
うぐい	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁業の方法で、ウ欄に掲げる区域でエ欄に掲げる期間において、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁業の方法	ウ 区域	エ 期間
いわな やまめ にじます	竿釣 毛針・ルアーのみとし、バーブ レスのシングルフックを使用	関川本流一之橋から 地震滝橋の区域	3月1日から9月30日 まで

(遊漁区域)

第6条 次の表の左欄に掲げる区域での遊漁は、それぞれ右欄に掲げる遊漁者のみ、遊漁できるものとする。

区 域	遊 漁 者
内共16号(関川)にかかる漁場の区域のうち、 関川本流並びに氷沢川	関川水系漁業協同組合及び北信漁業協同組合 取扱いの遊漁者
内共16号(関川)にかかる漁場の区域のうち、 新潟県側の支川	関川水系漁業協同組合取扱いの遊漁者
内共16号(関川)にかかる漁場の区域のうち、 長野県側の支川(ただし、古海川を除く。)	北信漁業協同組合取扱いの遊漁者

*やまめ、にじます及びうぐいは、「食用抑制の指導」「販売の自主規制の指導」の措置が講じられている期間及び区域に注意し、遊漁する。

(全長制限)

第7条 いわな、やまめ、にじますは全長15センチメートル以下、うぐいは全長10センチメートル以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第16号第五種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び遊漁者が中学生以下のときは無料、身体障害者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料 (税込)
いわな・やまめ・にじます・うぐい	竿釣	日 券 1,200円 年 券 6,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 関川水系漁業協同組合取扱

①総括販売 関川水系漁業協同組合事務所

(新潟県妙高市美守 2 丁目 1 -38)

②その他、組合が指定し公示した場所

(2) 北信漁業協同組合取扱

① 総括販売 北信漁業協同組合事務所

(長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2)

②その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第 9 条 双方の組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認期間が 1 年間の遊漁承認証にあっては、承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証は、長野県知事より免許を受けた内共第 2 号及び内共第 18 号(池尻川)の漁場区域と関川水系漁業協同組合と共同で新潟県知事より免許を受けた内共第 16 号(関川)の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年(2024年)1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和6年1月1日)

附 則2

この規則は、令和7年(2025年)1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和6年11月8日)